

アイスクリーム自動販売機設置場所貸付にかかる仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等（施設管理者： 前橋高等学校）

物件番号	施設名称	所在地	貸付場所	貸付面積	台数	販売品目	区分
1	前橋市立前橋高等学校	前橋市上細井町 2211 番地 3	けやき館	1.74 m ² (1.4m × 1.1m+0.2 m ²)	1 台	アイスクリーム	建物

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックス設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、本仕様書のとおりとし、協議のうえ決定する。

2 貸付期間

令和6年8月29日から令和11年8月28日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

- 販売商品の種類等は、アイスクリームとする。
- 価格は、メーカー自動販売機推奨価格の90%以下とする。
- 大きさ及びデザイン

ア 大きさ

設置面積（回収ボックスを設置する場合は、回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

イ デザイン（外観色を含む。）

周辺環境に配慮し、著しく華美なものでないこと。

(4) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン冷媒

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。ただし、販売品目（紙パック等）により、ノンフロンの機器がない場合はこの限りでない。

(5) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(6) 使用済み容器の回収

ア 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機 1 台に 1 個の割合で自動販売機脇に設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材

プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収用容積を持ったものとする。

(ウ) その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

(エ) 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(オ) その他

使用済み容器の回収は、設置者の責任において適切な頻度で行い、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払うこと。施設管理者から容器の回収の指示があった場合は、速やかに回収を行うこと。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

ア 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

イ 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

ウ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時に対応する。

4 賃貸借料

設置者は、本市の発行する納入通知書により、その指定期日までに、その年度に属する賃貸借料を本市に支払うものとする。

5 光熱水費

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき計算した額とし、本市が発行する納入通知書で指定する日までに、納入するものとする。

ただし、都市公園法に基づく公園施設に設置する自動販売機については、別に定める物件仕様書により定めるところによる。

6 売上手数料

徴収しない。

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

(2) 使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては施設管理者の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を

受けなければならない。

自動販売機設置に伴う事故

本市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 本市の責に帰することが明らかな場合を除き、本市はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

設置施設に係る工事や設備点検等、施設管理者の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

*参考データ（令和6年度）

- (1) 生徒数 705人、職員数65人

(2) 自動販売機位置図

